

## 大分市総合評価落札方式ガイドラインの見直しについて(概要)

総合評価落札方式の適切な運用を図るため、施行状況を踏まえて見直しを行います。

令和8年度の主な見直しの概要は以下のとおりです。

### 1. 建築・設備工事 同種工事要件の変更

・公共工事における同種工事の要件について、これまでの工事内容による設定から、請負金額による設定へ変更します。

なお、民間工事（学校法人や特殊法事などを含む）については、これまでどおり工事内容による要件としますが、工作物の設置や設備工事については対象外とする場合があります。

	同種工事要件
現行	【公共工事】【民間工事】 工事案件に合わせ、構造、規模、工事種別、用途を設定
見直し後	【公共工事】 工事種別の請負金額（総合評価適用基準の1/2） 【民間工事】 ※学校法人や特殊法人などを含む 工事案件に合わせ、構造、規模、工事種別、用途を設定

### 2. 建築・設備工事 施工実績評価基準の変更

・同種工事要件の変更に伴い、評価点を以下のとおり変更します。

	施工実績評価基準	配点(企業の施工能力・配置予定技術者の能力)	
現行	公共工事と民間工事	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8点
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4点
見直し後	公共工事と民間工事	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8点
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4点
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.2点

### 3. 特定建設工事共同企業体工事 施工実績範囲を拡大

・特定建設工事共同企業体での施工実績は、出資比率 20%以上の場合としていましたが、本市の発注工事に限り出資比率 15%以上を施工実績として認めます。

※ 大分市総合評価落札方式ガイドラインは、大分市ホームページに掲載しています。

<URL : [https://www.city.oita.oita.jp/o008/r08\\_sougouhyouka.html](https://www.city.oita.oita.jp/o008/r08_sougouhyouka.html)>

【お問い合わせ先】大分市 総務部 契約監理課 工事検査室

電話番号 : (097)537-5605